平成２１年（フ）第７３号
熊本県人吉市鬼木町1416番地５
債務者　若松クニ子（旧姓遠山）
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥村　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第３０号
三重県松阪市久保町1553番地２
債務者　太田　智子（旧姓竹原）
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森下　英俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３７号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｃ棟405号
債務者　松竹　則弘
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬881番地
債務者　横山　康浩
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６３１号
札幌市北区太平12条６丁目７番14号
債務者　鈴木　裕一
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８６号
札幌市豊平区中の島１条１丁目７番11―101号
債務者　堀　　順子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８２号
札幌市豊平区月寒中央通２丁目３番10号　フジマンションＡ―202号
債務者　小原　智子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８１号
札幌市中央区北５条西25丁目４番16―305号
債務者　佐藤　昌孝
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３号
群馬県高崎市上佐野町1096番地１　県住Ａ棟18号
債務者　渡辺　恵子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１１４号
群馬県藤岡市藤岡2033番地５
債務者　芝田　明江
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１６９号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1508番地２　県営鶴ヶ島すねおり団地１―301号
債務者　中野　由利
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７３号
埼玉県所沢市小手指町２丁目20番地の３　シャトー小手指201
債務者　泉山　菊枝
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８３号
埼玉県川越市今成１丁目19番地24　あさやハイツＡ棟202号室
債務者　岩本　理恵（旧姓川上）
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９３号
埼玉県川越市神明町49番地１　川越神明町団地４号棟203号室
債務者　市川　　健
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０２号
埼玉県所沢市向陽町2104番地の28　ナカ・リバーハイツ203
債務者　出口　竜彦
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０８号
埼玉県入間市高倉１丁目９番31号　入間ハウスＢ―503
債務者　清水三知代
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２０号
埼玉県所沢市和ケ原２丁目197番地の12
債務者　一宮　和彦
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部